

市の勧告について

1 届出概要

- (1) 店舗名称 (仮称) 東静岡地区新都市拠点整備事業 15 街区商業施設
- (2) 届出日 平成 24 年 7 月 2 日
- (3) 届出内容 法第 8 条第 7 項の規定に基づく届出事項変更届出書

2 審査の結果

勧告は行わない

3 考え方

平成 24 年 5 月 2 日付けで述べた市の意見を適正に反映しているため、勧告は行わない。

4 参考

(1) 平成 23 年 9 月 8 日付け届出書記載内容

本店舗により、恒常的に周辺交通に影響を生じさせる場合には、関係機関と協議のうえ、適宜対策を講じる。

(2) 平成 24 年 5 月 2 日付け意見書主旨

店舗開店前の現時点から、発生交通量の抑制、来退店車両の経路誘導等の交通渋滞発生に係る具体的な対策実施に向け、本市、道路管理者及び交通管理者と協議を開始すること。

また、店舗開店時における対応の効果及び周辺の交通状況を踏まえ、店舗開店後においても本市、道路管理者及び交通管理者との協議を行うこと。

(3) 平成 24 年 7 月 2 日付け届出書記載内容

店舗開業前から発生交通量の抑制、来退店車両の経路誘導等の交通渋滞発生に係る具体的な対策実施に向け、届出後速やかに、静岡市、道路管理者及び交通管理者との協議を行う。また、店舗開業後においても、静岡市、道路管理者及び交通管理者との協議を行い、適宜、渋滞対策を講じる。